

令和 5 年 3 月 2 日

学生の皆さんへ

理事（教育・学生支援担当）

令和5年度授業科目の実施方法について（通知）

令和5年1月27日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類について、令和5年5月8日から季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げることが決定されました。このことから、令和5年度の授業の実施方法は対面授業を基本とします。なお、本学の学則・大学院学則の改正を行い、遠隔授業を実施できるように制度化することから、各学部・研究科が「対面授業に相当する教育効果が得られる」と認めた授業科目については、遠隔授業を実施することを可能としています。

各授業の形態については、教務情報ウェブサイト上の時間割配当表及び教務情報システム上のシラバスで公表しますので、授業内容、授業計画、評価基準・方法（出席確認方法や試験方法等も含む）等を必ず確認をしてください。さらに、学部学生においては令和5年度以降に遠隔授業で行われた授業科目の単位数について、卒業要件として認められる単位数に上限がありますので、この点に留意して履修登録を行ってください。

また、履修登録手続きの詳細については、教務情報ウェブサイトでお知らせしますので、必ず確認してください。

記

1. 対面授業を受講する際の留意事項について

政府が推奨する基本的な感染症対策を踏まえ、換気等を適宜行い、対面授業を実施することとしています。マスクの着用については、「マスク着用の考え方の見直し等について（令和5年2月10日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」において、『マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本する』ことが示されていますので、マスク着用の要否は各自でご判断ください。

なお、新型コロナウイルス感染症については感染症法上の分類が5類に引き下げられることから、対面授業を受講する際の配慮についても季節性インフルエンザと同様に対応することを基本とします。本学において公欠制度はありませんが、感染症拡大防止の観点から、学校保健安全法施行規則で出席停止措置をとることが求められています。感染症の種類毎に出席停止期間が異なりますので、別添の「学校保健安全法施行規則に定める感染症の種類と出席停止期間」に沿って適切に対応するとともに、授業担当教員や所属学部・研究科の学務担当まで連絡・相談するようお願いいたします。

2. 遠隔授業を受講する際の支援等について

履修する授業科目によっては、対面授業と遠隔授業が混在して実施される日も想定されます。そのような場合に学内で遠隔授業を受講することができるようにWi-Fiアクセスポイントが整備された教室等（附属図書館や共通教育棟の空き教室等）を準備しています。詳細については附属図書館のHPや教務情報HPを確認してください。また、令和4年度入学の学生から、ノートパソコン等を必携することをお願いしています。経済的理由等により購入が困難な場合や故障等による一時借用等については、所属学部・研究科の窓口または教育支援課までご相談ください。

《参考ウェブサイト》

- ・ 附属図書館 HP <https://www.lib.u-ryukyu.ac.jp/guide/wireless/>
- ・ 教務情報 HP <https://rais.skr.u-ryukyu.ac.jp/dc/>
- ・ マスク着用の考え方の見直し等について（令和5年2月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001056912.pdf>

本件担当

琉球大学学生部教育支援課教務係

TEL : 098-895-8849

E-mail : kykyomu@acs.u-ryukyu.ac.jp

学校保健安全法施行規則に定める感染症の種類と出席停止期間

感染症名	対象疾病	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱	治癒するまで
	マールブルグ病、ペスト、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群（病原体が ベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体が ベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る）、新型コロナウイルス感染症	
	特定鳥インフルエンザ(H5N1)	
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザは除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	主治医において伝染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	細菌性赤痢、コレラ、腸チフス、パラチフス	伝染のおそれがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	
	流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	
	その他の伝染病	条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる伝染病

出席停止期間の基準は上記のとおりですが、症状により個人差がありますので、医師の指示に従って下さい。

感染を防止するため、出席停止期間中は、他人との接触は避けてください。